平成２２年（フ）第９５８号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目５番23―402号、前住所兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目８番23号
債務者　田村　政義
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４２号
奈良県桜井市大字粟殿106番地の２
債務者　池田　　歩（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１４号
鳥取県倉吉市上井町１丁目12番地の28
債務者　小西　美行
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第６３号
鳥取県倉吉市中江214―１　サニーライフ宮本Ⅱ―102号、住民票上の住所鳥取県東伯郡三朝町大字砂原236番地10
債務者　馬野　　晃（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊761番地２
債務者　松田　義美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８０号
鳥取県倉吉市上井550番地３　倉明園
債務者　渡辺　美保
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８２号
鳥取県倉吉市小田652番地　県営住宅102号
債務者　岡田由美子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１９１号
鳥取県米子市河崎1738番地　市住７号
債務者　戸田　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２１３号
広島市佐伯区五日市中央７丁目６番45―301号　シャルム肥後
債務者　牛尾　幸司
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２０号
広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷157番地５　シャレント340Ｂ棟
債務者　沖中　明吉
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３７号
広島市中区舟入本町７番30―208号
債務者　高岡ちはる
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７７号
広島市東区尾長西２丁目10番29―102号　竹生荘
債務者　坂口スエミ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
広島県三原市明神１丁目13番14号　さくら荘
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
広島県三原市小泉町4245番地　特定医療法人仁康会小泉病院内
債務者　財津　直美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
山口県下関市吉見里町２丁目12番36号
債務者　嶋田　正樹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
山口県下関市勝谷新町２丁目１番31号
債務者　山本　英明
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
山口県下関市新地西町９番20―402号、前住所山口県下関市彦島福浦町２丁目27番１号
債務者　藤井いく子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係